



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年4月14日火曜日 第96号

◇ 目 次 ◇

知事印（専用公印）の新設.....（私学文書課）... 306

落札者等の告示.....（情報システム課）... 306

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 307

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（ " ）... 307

地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 308

解除予定森林（2件）.....（森林整備課）... 308

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 308

廃川敷地等の発生（2件）.....（河川課）... 308

道路の区域変更（県道新居浜東港線）.....（東予地方局管理課）... 309

道路の供用開始（県道新居浜港線外）.....（ " ）... 309

道路の区域変更（県道皿ヶ嶺公園滑川線）.....（中予地方局管理課）... 309

道路の区域変更（県道興居島循環線）.....（ " ）... 309

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 310

医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 310

指定医師の所在地の変更.....（ " ）... 310

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）... 310

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 311

道路の供用開始（県道柳沢新谷停車場線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 311

公営企業公告

定位放射線治療装置（ガンマナイフ）の借入れ.....（公営企業管理局総務課）... 311

正 誤

令和2年4月1日付け第92号外2愛媛県訓令第7号（組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）中.....（人事課）... 312

令和2年4月7日付け第94号愛媛県告示第373号（土地改良区役員の就退任の届出）中.....（東予地方局農村整備課）... 312

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第406号

愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）第6条の規定により、知事印（専用公印）を次のとおり新設した。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

印 影	管 守 場 所	用 途	使用開始年月日
	生涯学習センター	生涯学習センター資料特別利用許可、館外貸出し許可、寄贈、寄託用	令和2年4月1日

○愛媛県告示第407号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務一式	愛媛県企画振興部政策企画局情報システム課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年3月25日	フェイス・ソリューション・テクノロジー株式会社松山支店 松山市南江戸二丁目9番17号せとかんビル3F	38,280,000円	一般競争入札	令和2年2月12日

○愛媛県告示第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
エースワン八幡浜店	八幡浜市松柏丙832番地2 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社エースワン 高知県高知市薊野南 町28番12号 代表取締役 中山 太陽	株式会社エースワン 高知県高知市薊野南 町28番12号 代表取締役 中山 太陽 株式会社Ai 宇和島市天神町9番 22号 代表取締役 渡辺 伸治	令和2年 3月6日	令和2年 4月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第409号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス松山店

松山市宮西一丁目150番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社NTT西日本アセット・プランニング

大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号

代表取締役 松本 順一

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

代表取締役 多田 高志

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年12月2日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,406平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

57台

イ 駐輪場の収容台数

40台

ウ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

16.54立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和2年4月1日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第410号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
新居浜市	萩生河之北の一部	平成25年度から平成26年度まで	新居浜市（萩生河之北の一部）の地籍図及び地籍簿
新居浜市	大野、竹ヶ市の一部	平成16年度から平成18年度まで	新居浜市（大野、竹ヶ市の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和2年4月14日

○愛媛県告示第411号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字石ヶ内奥丁189の4、丁189の5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字石ヶ内奥丁189の4、丁189の5

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第412号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字石ヶ内奥丁182の2、丁182の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第413号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年4月14日から27日まで

○愛媛県告示第414号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

1 河川の名称

二級河川宮前川水系宮前川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和2年4月14日

3 廃川敷地等の位置

左岸 松山市南江戸五丁目1番1地先から

同市南江戸五丁目738番5地先まで

右岸 松山市南江戸五丁目740番2地先から

同市南江戸五丁目742番1地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。）392.21平方メートル

○愛媛県告示第415号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

1 河川の名称

二級河川宮前川水系宮前川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和2年4月14日

3 廃川敷地等の位置

左岸 松山市南江戸五丁目779番3地先から
 同市南江戸五丁目776番1地先まで
 右岸 松山市南江戸五丁目742番1地先から

同市南江戸五丁目742番35地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。）263.95平方メートル

○愛媛県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	新居浜東港線	新居浜市観音原町甲941番19から 同町甲941番3まで	旧	メートル 11.0~46.3	キロメートル 0.120	
			新	11.0~40.2	0.120	

○愛媛県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜港線	新居浜市本郷一丁目889番5から 同市本郷一丁目880番6まで	令和2年4月14日
〃	新居浜東港線	新居浜市観音原町甲941番8から 同町甲935番3まで	〃

○愛媛県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	皿ヶ嶺公園滑川線	東温市滑川字梅敷甲187番4から 同字甲185番1まで	旧	メートル 3.3~6.6	キロメートル 0.078	
			新	5.2~8.6	0.078	
〃	〃	東温市滑川字平木辛236番	旧	3.2~6.2	0.056	
			新	5.0~11.6	0.056	
〃	〃	東温市滑川字明河瀬辛241番1から 同市滑川字明カセ辛242番1まで	旧	3.5~9.1	0.039	
			新	6.9~11.6	0.039	

○愛媛県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	興居島循環線	松山市泊町甲97番1	旧	メートル 5.6~20.5	キロメートル 0.074	
			新	5.7~20.5	0.074	

○愛媛県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年4月14日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	田所竜二	松山市西長戸町333番地5

○愛媛県告示第421号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内科	宇都宮内科クリニック	宇都宮 大 貴	西予市宇和町卯之町3丁目309	令和2年4月1日
音声・言語機能障害	脳神経外科	医療法人中野クリニック	中野 敬	東温市志津川1577番地1	令和2年4月1日
肢体不自由	整形外科	社会医療法人石川記念会HITO病院	永原 寛之	四国中央市上分町788番地1	令和2年4月1日
肢体不自由	内科	いわむらクリニック	岩村 文貴	宇和島市吉田町魚棚20番地3	令和2年4月1日

○愛媛県告示第422号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
中川 裕彦	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	喜多医師会病院	大洲市東大洲1563-1	令和2年3月1日
星加 佳邦	医療法人陽成会広瀬病院	今治市栲志1-26	医療法人倬清会横山病院	西条市小松町新屋敷甲286	平成30年4月1日

○愛媛県告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和2年4月14日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指定期月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810700371	社会福祉法人宗友福祉会	愛媛県松山市中野町甲640番地	丹生谷 孝之	就労継続支援B型	S a . おいでや菅田	愛媛県大洲市菅田町菅田甲550番地1	令和2年4月1日

3820300493	社会福祉法人はまゆう会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目5番27号	中村伸好	共同生活援助	はまゆうホーム	愛媛県宇和島市伊吹町甲938番地	令和2年4月1日
3810300701	社会福祉法人はまゆう会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目5番27号	中村伸好	短期入所	はまゆうホーム	愛媛県宇和島市伊吹町甲938番地	令和2年4月1日

○愛媛県告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年4月14日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810300115	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号	薬師神津一	居宅介護	宇和島市社会福祉協議会三間障害者居宅介護事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地	令和2年3月31日
3810300115	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号	薬師神津一	重度訪問介護	宇和島市社会福祉協議会三間障害者居宅介護事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地	令和2年3月31日
3810300115	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号	薬師神津一	同行援護	宇和島市社会福祉協議会三間障害者居宅介護事業所	愛媛県宇和島市三間町迫目126番地	令和2年3月31日
3810400071	社会福祉法人和泉連華会	愛媛県松山市和泉北一丁目20番18号	中野勇	就労移行支援	八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム	愛媛県八幡浜市松柏乙648番地1	令和2年3月31日

○愛媛県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年4月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山乙264番6地先から 同市喜多山乙257番5まで	令和2年4月14日

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年4月14日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

1 入札に付する事項

- (1) 件名
定位放射線治療装置（ガンマナイフ）の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
定位放射線治療装置（ガンマナイフ）一式
（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和2年12月1日から令和8年11月30日まで
- (5) 借入場所
愛媛県立中央病院
（愛媛県松山市春日町83番地）

- (6) 設置完了日
令和2年11月30日（月）
- (7) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。
イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、令和2年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
令和2年5月13日（水）午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、令和2年5月21日（木）から令和2年5月25日（月）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、5月25日は午前9時59分まで））。
紙入札による場合は、令和2年5月25日（月）午前9時59分まで。
- (5) 開札の日時及び場所
令和2年5月25日（月）午前10時00分
愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館2階）
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 1000 内線4623
又は (089)912 2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和2年5月13日（水）午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Stereotactic radiation therapy equipment , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 25 May 2020
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

正 誤

○正 誤

令和2年4月1日付け第92号外2愛媛県訓令第7号（組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）中

ページ	箇所	誤	正
77	改正後欄中健康増進課の表5の部2の項 ⁽³⁾ 事項欄	使用	供用

○正 誤

令和2年4月7日付け第94号愛媛県告示第373号（土地改良区役員の就退任の届出）中

ページ	箇所	誤	正
296	局長名	愛媛県東予地方局長馬越史郎	愛媛県東予地方局長齊藤直樹